天津大野木マイツニューズレター

10 周号

2008年10月15日 担当:安達 友信

労働契約終了或いは契約保険時の経済報要金の支払いて買する問題の運知について

2008 年 1 月 1 日より労働契約法が施行され、労働契約解除時の経済報奨金支払義務が課されていますが、天津市においては同法が施行される以前から、天津市の通知(津労弁【2005】257 号)において労働契約終了時に「就業補助金」の支払いが要求されておりました。

このため、天津市においては労働契約法施行後の経済補償金と施行前の就業補助金の支払いについてどのように取り扱われるか注目されていましたが、2008年8月20日付で、「労働契約終了或いは解除時の経済報奨金の支払に関する問題の通知」(津労社局発【2008】165号)が公布され、労働契約の終了或いは解除による「経済補償金」の支払い基準について、2007年12月31日前の勤務年数に係る分と、2008年1月1日以降の勤務年数に係る分を以下の通り区別して規定されています。

1. 2007 年 12 月 31 日前の在職年数にかかる経済補償金

(1)経済補償金の支給月数のカウント

2007 年 12 月 31 日前の勤務年数により、1 年ごとに1カ月分給与の経済補償金を支払うこととし、最高は6ヶ月分までとされている。勤務年数が1年未満の場合には1年とする。

(2)月給与の定義

1か月分の給与とは、その労働者の労働契約終了前12ヵ月間の平均給与とする。ただし、当該企業の月平均給与額及び前年度天津市月平均給与の60%の金額を下回らないこととされている。

2.2008年1月1日以後の在職年数にかかる経済補償金

(1)経済補償金の支給月数のカウント

2008年1月1日以後の勤務年数により、1年ごとに1カ月分給与の経済補償金を支払うこととし、最高は12ヶ月分までとされている。勤務年数が6か月以上1年未満の場合には1年とし、勤務年数が6か月未満の場合には半月とする。

(2)月給与の定義

1か月分の給与とは、その労働者の労働契約終了前12ヵ月間の平均給与とする。ただし、当該平均給与が当地の最低給与に満たない場合には当地の最低給与金額で計算する。また、労働者の勤務が12ヶ月未満の場合には、実際の勤務月数に従って平均給与を計算する。

上記1の2007年12月31日前の在職年数に係る部分について「経済補償金」という用語を使用していますが、その内容は旧通知の「就業補償金」の計算方法と同様であることから、旧通知でいう「就業補償金」の支払いを要求しているものと思われます。

経済補償金の支払いが発生する場合、天津市では2008年1月1日以後とその前とでは計算が異なりますので注意する必要があります。